

質問事項に対する回答②（項目順） ※8月31日まで受付分（受付終了）

No.	件 名	項 目	内 容	回 答
20	定員の弾力的な受け入れについて	公募要項 1 頁 2 募集施設及び規模等	年齢別定員が定められているが、認可定員を超える形で、利用者を弾力的に受け入れることは可能ですか？	保育の提供は認可定員の範囲内で行われることが原則となります。ただし、各室面積、保育士数、及び年齢別持ち上がり等に対応できる形であれば、利用者の弾力的な受け入れの協議は可能となります。
21	一時保育室の設置について	公募要項 1 頁 2 募集施設及び規模等	一時保育室を設ける必要はありますか？ また、実施については法人の任意という認識でよいでしょうか？	公募要項に記載のとおり、こども誰でも通園制度の専用室設置は必須となりますが、同室での一時保育の併用実施や、さらに別室を整備したうえでの一時保育実施は任意となります。
22	将来的な認定こども園への移行について	公募要項 1 頁 2 募集施設及び規模等	将来的に認定こども園への移行は認められますか？ また、施設類型などに制限はありますか？	本公募は私立認可保育所としての設置継続を前提としたものとなりますが、認定こども園への移行検討が将来に渡り不可能と確定しているものではありません。現状、移行時の施設類型に制限は定められておりませんが、定員の設定など事前に区と協議いただくようお願いいたします。
23	こども誰でも通園制度について	公募要項 1 頁 2 募集施設及び規模等 実施していただく特別保育事業等	本園整備にあたり、乳児等通園支援事業（こども誰でも通園）における開設準備等経費は補助交付対象となりますか？	本施設は足立区私立保育園施設整備費補助金を活用した整備を想定しており、乳児等通園支援事業（こども誰でも通園）における開設準備等経費は対象とはなりません。
24	こども誰でも通園制度について	公募要項 1 頁 2 募集施設及び規模等 実施していただく特別保育事業等	乳児等通園支援事業（こども誰でも通園）の実施にあたり、定期利用の登録児童数が専用室の定員枠に達せず空き枠が発生している期間の運営費の算定方法を教えてください。	運営費補助の枠内での費用が交付されるものとご理解ください。
25	応募資格について	公募要項 2 項 3 応募資格	現在の指定管理者は社会福祉法人が運営されているとのことですが、今回の募集は社会福祉法人限定の募集ということでしょうか？	社会福祉法人限定の公募ではございません。ただし、運営事業者として選定された後、想定していた整備補助金の内示を得られなかった場合も、それをもって運営を辞退することは認められません。
26	敷地の地盤調査データ等の開示について	公募要項 4 頁 5 貸付予定地	貸付予定地の地盤調査データ、または近接する建物の基礎伏図及び杭伏図を提示いただけますか？	地盤調査データにつきましては、「東京の地盤（GIS版）」や「あだち地図情報提供サービス」から各自ご確認ください。

質問事項に対する回答②（項目順） ※8月31日まで受付分（受付終了）

No.	件 名	項 目	内 容	回 答
27	貸付期間について	公募要項 5項 6 貸付条件等 (1) 貸付期間	50年貸付の認識でありますが、地域の実情に応じて運営の継続については協議が可能になりますでしょうか？	原則50年間の貸し付けにより保育所として運営していただきますが、地域の実情によっては運営継続についての協議の検討はいたします。
28	借地契約について	公募要項 5項 6 貸付条件等 (定期借地権設定契約書案の提供について)	50年間の事業計画及び資金計画を確認するため、現時点で予定されている定期借地権設定契約書案又は標準契約書をご提供いただくことは可能でしょうか？ 現時点でご提供いただけない場合は、中途解除、違約金、原状回復及び契約終了時の取扱いを含む契約条件が提示される時期をご教示ください。	現時点で契約書案の提示は出来かねます。契約条件の提示時期は、今後選定された候補事業者の工事スケジュールに応じて調整していくこととなりますが、早くても令和9年5月以降となる見通しです。
29	建物予定貸付料について	公募要項 6項 6 貸付条件等 (3) 貸付料	賃借料補助金（公定価格）の受給においては、減価償却の区分にて補助対象となりますでしょうか？	私立保育園施設整備費補助金を活用した施設整備を想定しておりますので、公定価格における減価償却費加算の支給対象にはなりません。
30	補助金について	公募要項 7項 7 施設整備及び運営に関する基本的事項	開園後、「東京都単独補助」及び「高騰加算」は付与されますでしょうか？	開園後は、区内私立認可保育所と同様の運営費補助となります。
31	補助金について	公募要項 7項 7 施設整備及び運営に関する基本的事項	乳児等通園支援事業（こども誰でも通園）実施について、専用室整備も補助金対象となると考えています。つきましては、「就学前教育・保育施設整備交付金要綱の場合」（2／3単価）乳児等通園支援事業所、都市部16,978千円と理解してよろしいでしょうか？	補助にあたっては、国補助金である、就学前教育・保育施設整備交付金等の内示を条件としていますが、補助金額は足立区私立保育園施設整備費補助要綱より算定した金額となります。
32	補助金について	公募要項 7項 7 施設整備及び運営に関する基本的事項	本事業における補助金上での施設整備区分は、保育所の「創設」と理解してよろしいでしょうか？	「創設」とご理解ください。
33	補助金について	公募要項 7項 7 施設整備及び運営に関する基本的事項	本事業における整備では、区が所有地を借り受け、それを事業者へ転貸するとなっていますが、転貸の場合も施設整備補助金における「土地賃貸借加算」が付くものと理解してよろしいでしょうか？	「土地賃貸借加算」が付くものをご理解ください。ただし、現段階で交付をお約束するものではありません。

質問事項に対する回答②（項目順） ※8月31日まで受付分（受付終了）

No.	件 名	項 目	内 容	回 答
34	補助金について	公募要項 7項 7 施設整備及び運営に関する基本的事項	都有地（公有地）を活用した事業となるため、施設整備の補助金において「地域余裕スペース加算」が付くものと理解してよろしいでしょうか？	「地域余裕スペース加算」は対象とはなりません。
35	他施設の併設について	公募要項 7項 7 施設整備及び運営に関する基本的事項 （同一建物内への指定児童発達支援事業所の設置について）	本公募により整備する認可保育所と同一建物内に、児童発達支援事業所を設置することは可能でしょうか？	本公募で活用する創出用地内におきましては、本公募で対象となる私立認可保育所のための整備をお願いいたします。
36	貸付予定地北側の都営住宅用敷地内通路について	公募要項 8項 7 施設整備及び運営に関する基本的事項 （2）施設設計に関する条件	貸付予定地北側に接している都営住宅用敷地内通路側に、食材等を搬入するための車両等の出入り口を設けることは可能でしょうか？ また、緊急時等の駐車スペースを北側に設置することは可能でしょうか？	団地内通路の恒常的な利用を前提に出入り口を設定いただくことは難しいため、車両か徒歩等にかかわらず、出入り口は東側か南側の接道している部分に設けていただくようお願いいたします。
37	選定後の図面変更について	公募要項 8頁 7 施設整備及び運営に関する基本的事項 （2）施設設計に関する条件 （3）施設整備に関する条件	運営予定事業者の決定後、東京都、足立区、建築確認又は消防等との協議により応募図面の修正が必要となった場合、基本定員、必要諸室、有効面積、避難性能及び提案の主要内容を維持し、区へ事前協議することを条件として、室配置、寸法又は設備位置を変更することは可能でしょうか？	提案内容のとおり進めることが基本となりますが、止むを得ない場合は、協議のうえで、必要な変更対応をしていただくことになります。
38	施設整備に伴う事前相談について	公募要項 8頁 7 施設整備及び運営に関する基本的事項 （3）施設整備に関する条件 及び様式5 1 前提条件 ②・③	様式5に記載する開発指導課及びパークイノベーション推進課への事前相談は、応募書類の提出時までに完了する必要がありますでしょうか？ それとも、運営予定事業者の決定後、実施設計の段階で行う取扱いでしょうか？	応募書類の提出時までに事前相談を行っていただけますようお願いいたします。
39	年末保育料金および昼食提供について	公募要項 11頁 7 施設整備及び運営に関する基本的事項 （4）運営に関する条件 ス 及び別紙1	「年末保育に関する料金については、区が条例等で定めた料金（別紙1参照）の範囲内で実施すること。」との記載がございましたが、1日2,200円、食事に要する費用として1食250円、間食に要する費用として1食50円の徴収が必須となりますでしょうか？	公募要項に記載された条件での実施をお願いいたします。

質問事項に対する回答②（項目順） ※8月31日まで受付分（受付終了）

No.	件 名	項 目	内 容	回 答
40	既存運営施設視察について	公募要項 15頁 8 公募・審査の流れ（予定） 既存運営施設視察	既存園の運営施設視察について、指定管理の施設や同自治体内で運営している施設など、視察先の満たしておくべき要件や規定などがありますでしょうか？	あらかじめ定めた、満たしておくべき要件や規定はございません。第一次選定審査会後の視察日程等を個別に相談させていただきます。
41	資料の作成方法について	別紙3 提案書の作成について 1頁 1 資料の作成方法及び提出部数について (1) 資料の作成方法 キ	提出書類について、A4判1枚程度とありますが、両面で1枚という認識でよろしいでしょうか？	1項目に対しA4判の両面で1枚程度を目安にしていますが、既存資料を活用する場合も含め、必要に応じて枚数が前後しても構いません。
42	財務資料について	別紙3 提案書の作成について 5頁 2 提出書類について (7) 法人の財務に関する資料	財務資料については、提案書編の（7）ア～コという認識でよろしいでしょうか？	財務資料は提案書編の（7）ア～コでお願いします。 なお、9月15日（火）正午までに紙面で持参提出いただく財務資料1部は「黒塗りあり」でお願いします。 その後9月25日（金）正午までに紙面で持参提出いただく提案書正本（後半部分に財務資料を含む）（1部）と資料編正本（1部）は「黒塗りなし」、提案書副本（1部）と資料編副本（1部）は「黒塗りあり」でお願いします。内容確認後、残りの各副本9部を提出いただきます。
43	決算書について	別紙3 提案書の作成について 5頁 2 提出書類について (7) 法人の財務に関する資料 ウ 直近3年間の決算報告書及び対応する監査証明書	直近3年間の決算報告書については、全ての拠点区分の決算の提出が必要ですか？ 財産目録も必要ですか？	全ての拠点区分が記載された資料をご提出ください。 財産目録についてもご提出ください。
44	残高証明書について	別紙3 提案書の作成について 6頁 2 提出書類について (7) 法人の財務に関する資料 ク 残高証明書	期日内に提出準備を進めておりますが、残高証明書については銀行の手続き上、期日内の提出が難しい場合、後日提案書編・資料編と合わせての提出は可能でしょうか？	銀行の手続き上、残高証明書が期限内に提出できない可能性がある場合は、必ず事前に区までご連絡ください。 区内財務調査の手続き開始までの短期間に限り対応できる場合があります。 その他の財務資料や、提案書編と資料編の提出がそれぞれの期限を過ぎた場合には、応募は認められません。
45	様式7の集計対象施設について	様式7 人件費率等にかかる資料 (集計対象施設の範囲について)	様式7の「本部人員を除き、既存運営施設で勤務する人員」における「既存運営施設」は、法人が運営する全事業所を対象としますでしょうか？ それとも、認可保育所等の保育施設のみを対象としますでしょうか？	保育施設のみを対象としてください。

質問事項に対する回答②（項目順） ※8月31日まで受付分（受付終了）

No.	件 名	項 目	内 容	回 答
46	様式7の年度内退職者数について	様式7 人件費率等にかかる資料 (2) 直近3年分の離職率 (年度内退職者数について)	様式7の「年度内退職者数」には、正職員のほか契約職員及びパート職員も含めますでしょうか？ また、有期契約の期間満了により更新しなかった職員、及び法人内の別施設へ異動した職員を含めるかをご教示ください。	「年度内退職者数」は、正職員、契約職員、及びパート職員を対象として算出してください。その際、有期契約の期間満了時に更新しなかった職員は含めますが、法人内の別施設へ異動した職員は含めずに算出してください。
47	補助金について	様式8 資金計画書 様式9 当該保育所の運営開始後5年間の収支（損益）計画書 (応募時の資金計画に用いる施設整備補助金額について)	様式8及び様式9の資金計画作成にあたり、応募時点で用いるべき施設整備補助の補助基準額又は補助上限額をご教示ください。 補助額が建築面積、定員又は補助対象経費等により変動する場合は、応募時に用いる算定方法及び対象経費・対象外経費の区分をご教示ください。	足立区私立保育園施設整備費補助要綱をご参照ください。前提として、国の就学前教育・保育施設整備交付金等の内示が必要となるため、そちらの交付要綱もご参照ください。 なお、整備見込額やその内訳により補助想定額は変わるため、補助上限額等については個別に回答させていただきます。必要に応じて私立保育園課までお問い合わせください。
48	補助金について	様式8 資金計画書 様式9 当該保育所の運営開始後5年間の収支（損益）計画書 (施設整備補助金の交付及び支払時期について)	建設期間中の資金計画を作成するため、施設整備補助金について、交付決定、実績報告、請求及び支払の想定時期をご教示ください。 あわせて、概算払い又は前払いの利用可否及び補助金入金までに運営事業者が準備すべきつなぎ資金の考え方をご教示ください。	工事進捗に応じた年度ごとの補助金算定となります。各年度の4月に国の内示が出ることを想定しており、その後すみやかに区の内示を提示いたします。交付決定は12月以降となり、実績報告は3月頃いただく予定です。 支払い時期は実績が確定した翌年度の4月を予定しております。 つなぎ融資については、手持ち資金と、契約上の設計費や工事費の支払い時期、及び補助金受け取り予定が翌年度4月になること等を勘案してご検討ください。

この質問事項に対する回答は、令和8年8月10日付けで公開した「認可保育所整備・運営事業者公募要項（令和8年8月公募）」と一体のものとし、要項と同等の効力を持つものとします。